

第276回 香川県内水面漁場管理委員会次第

日 時 令和6年10月23日(水)
10時00分～11時00分

場 所 高松市サンポート1番1号
高松港旅客ターミナルビル7階会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名人の指名

4 議 題

- 1) 内水面漁場計画の変更について(諮問)
- 2) うなぎ稚魚漁業許可の取扱方針について(協議)
- 3) 香川県漁業調整規則の改正について(事前協議)
- 4) 令和6年度中央省庁提案に対する回答及び令和7年度提案項目について(報告・協議)
- 5) その他

6 水産第 147844 号
令和 6 年 10 月 10 日

香川県内水面漁場管理委員会
会長 一見和彦様

香川県知事 池田豊人

内水面漁場計画の変更について（諮問）

このことについて、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 67 条第 2 項において準用することとされた第 64 条第 8 項において準用する同条第 4 項及び第 86 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

1 漁業権に関する事項

- (1) 漁場の位置及び区域
- (2) 漁業の種類
- (3) 漁業の名称及び時期
- (4) 存続期間
- (5) 区画漁業権については、
個別漁業権又は団体漁業権の別
- (6) 団体漁業権については、
その関係地区
- (7) その他必要な事項

別添のとおり

2 条件

別添のとおり

内水面漁場計画の変更（案）

令和5年12月26日付けで香川県ホームページに公示した内水面漁場計画（内水面漁場公示第1号）に、次の区画漁業権に係る事項を追加する。

計画番号 内区第203号（かき）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市引田4373番地1（安戸池）

イ 点の位置

基点A 北護岸屈曲部

〃 B 北西護岸水門

〃 C 北岸の窪

〃 D 護岸・県道津田引田線交差点

点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点
（北緯34度14分40秒、東経134度23分43秒）

〃 ロ CからD見通し線上イからDへ400メートルのところ
（北緯34度14分28秒、東経134度23分40秒）

〃 ハ AからB見通し線上イからBへ40メートルのところ
（北緯34度14分41秒、東経134度23分41秒）

〃 ニ AからB見通し線と平行にロから西へ40メートルのところ
（北緯34度14分28秒、東経134度23分38秒）

ウ 漁場の区域 イロ、ロニ、ニハ、ハイの4直線に囲まれた区域（別紙1）

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	4月1日から翌年3月31日まで

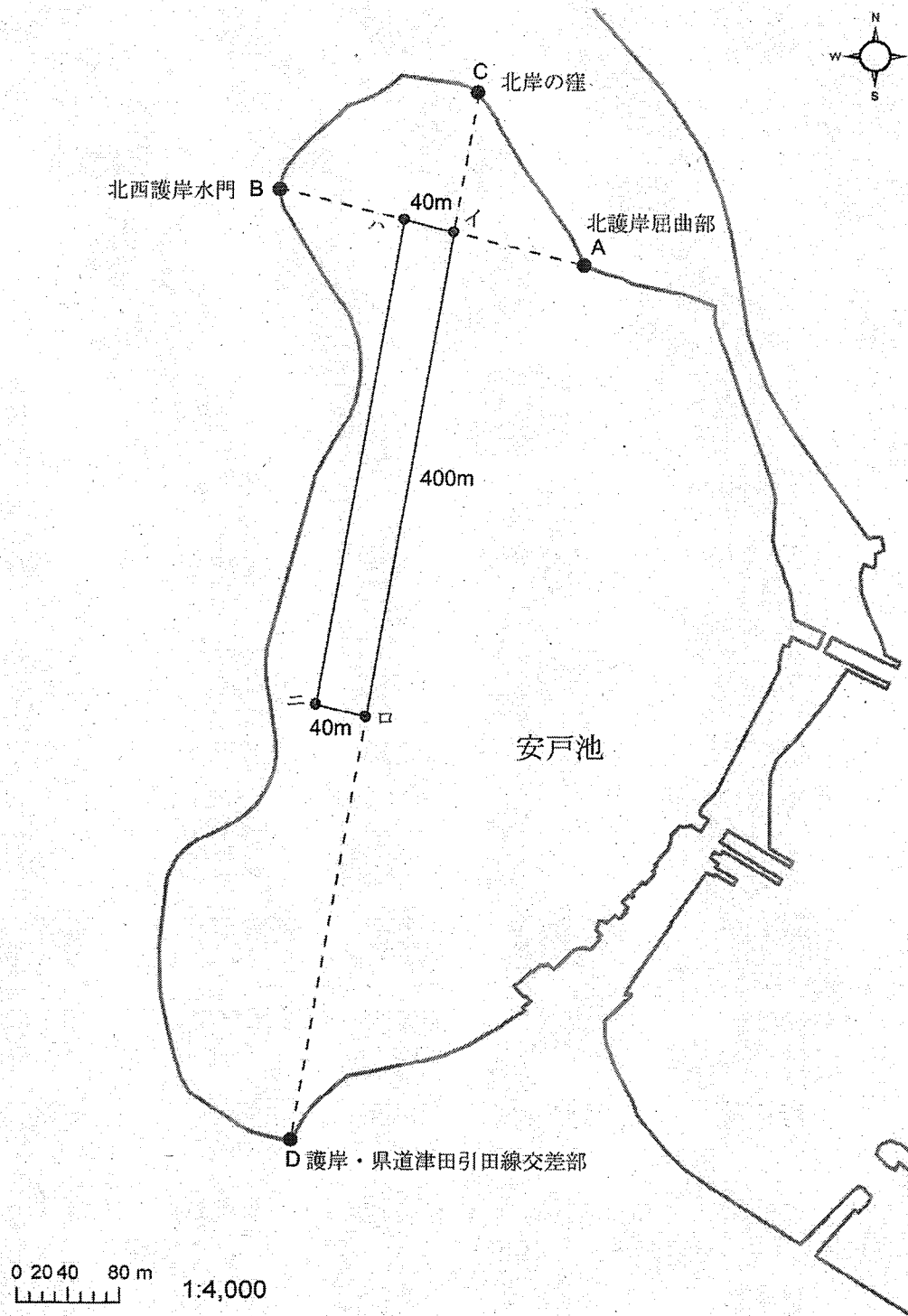
(3) 存続期間 令和7年4月1日から令和11年3月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ため池の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体及び管理者の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(6) 関係地区 東かがわ市引田



事務手続きスケジュール（予定）

(1) 内水面漁場計画の変更

R6.7.25：内水面漁場管理委員会（事前協議）

R6.7.26～8.26：利害関係人の意見聴取（県HPで公表、資料の閲覧）

R6.8.22～9.17：県土地改良課との協議

R6.8.31：意見聴取・検討結果の公表（県HP）

R6.10.23：内水面漁場管理委員会（諮問）

R6.12月上旬：公聴会、内水面漁場管理委員会 ⇒ 知事へ答申

公示（県HP※）、通知

※免許予定日（R7.4.1）、免許申請期間の設定

(2) 漁業の免許及び漁業権行使規則の認可

R7.1月下旬：免許申請、漁業権行使規則の認可申請

R7.3月中旬：内水面漁場管理委員会へ「免許の申請」について諮問

⇒ 知事へ答申

R7.4.1：免許状交付・行使規則認可、公示（県HP）、通知

うなぎ稚魚漁業許可の取扱方針の改正について

1. 趣旨

令和5年12月に経過措置が満了し、漁業法施行規則第41条第1項第1号により、うなぎ稚魚が特定水産動植物への指定が適用されたため、昨年度、「令和6年うなぎ稚魚漁業許可の取扱方針（以下、「取扱方針」という。）」を制定した。

うなぎ稚魚漁業については、漁業法第42条第1項に基づき、許可をする前に当該許可の制限措置を公示する必要があることから、昨年度は当該漁業を営む者の資格について、「県内に住所を有し、農林水産大臣からうなぎ養殖業の許可を受けて自己の営むうなぎ養殖業に係る養殖用種苗を自給する者であって、令和5年4月30日現在で香川県知事からしらすうなぎ特別採捕許可を受けていた者」として取扱方針に規定し公示していた。

今回、令和7年漁期のうなぎ稚魚漁業許可をするにあたり、今後都度の改正を要しないようにするため、取扱方針の名称及び取扱方針第3の漁業を営む者の資格を以下のとおり改正するものである。

2. 改正の内容

新	旧
うなぎ稚魚漁業許可の取扱方針 第1～2略 第3 漁業を営む者の資格 国が国際的な資源管理に取り組んでいる間は、第2の漁業を営む者の資格を、県内に住所を有し、農林水産大臣からうなぎ養殖業の許可を受けて自己の営むうなぎ養殖業に係る養殖用種苗を自給する者であって、 <u>前年度に香川県知事からうなぎ稚魚漁業許可を受けていた者とする。</u> ただし、3親等以内の親族が許可を引き継ごうとする場合は、この限りでない。	令和6年うなぎ稚魚漁業許可の取扱方針 第1～2略 第3 漁業を営む者の資格 国が国際的な資源管理に取り組んでいる間は、第2の漁業を営む者の資格を、県内に住所を有し、農林水産大臣からうなぎ養殖業の許可を受けて自己の営むうなぎ養殖業に係る養殖用種苗を自給する者であって、 <u>令和5年4月30日現在で香川県知事からしらすうなぎ特別採捕許可を受けていた者とする。</u> ただし、3親等以内の親族が許可を引き継ごうとする場合は、この限りでない。

3. 今後のスケジュール

12月上旬 香川県内水面漁場管理委員会（うなぎ稚魚漁業許可の公示の諮問）

→答申後、速やかに許可の公示

12月上旬～翌1月中旬まで 申請受付

翌1月中旬以降 許可証交付



うなぎ稚魚漁業許可の取扱方針（案）

香川県農政水産部水産課

目 次

- 第1 趣旨
- 第2 許可を受ける者の資格
- 第3 漁業を営む者の資格
- 第4 漁業時期
- 第5 漁業種類
- 第6 操業区域
- 第7 公示による許可の基準
- 第8 許可をしない場合の基準
- 第9 変更の許可（制限措置の変更）の基準
- 第10 採捕従事者数の上限
- 第11 許可の条件

第1 趣旨

香川県漁業調整規則（令和2年11月27日香川県規則第61号。以下「規則」という。）第4条第29号に規定するうなぎ稚魚漁業の規則第11条第1項に規定する制限措置、うなぎ稚魚漁業の許可（以下「許可」という。）に関する基準及び行政手続法（平成5年11月12日法律第88号）第5条第1項の規定に基づく審査基準等については、この方針の定めるところによる。

第2 許可を受ける者の資格

許可を受ける者は、規則第11条第1項第6号に規定する「漁業を営む者の資格」を満たす者とする。

第3 漁業を営む者の資格

国が国際的な資源管理に取り組んでいる間は、第2の漁業を営む者の資格を、県内に住所を有し、農林水産大臣からうなぎ養殖業の許可を受けて自己の営むうなぎ養殖業に係る養殖用種苗を自給する者であって、前年度に香川県知事からうなぎ稚魚漁業許可を受けていた者とする。

ただし、3親等以内の親族が許可を引き継ごうとする場合は、この限りでない。

第4 漁業時期

許可を受けた年の2月1日から同年の4月30日までの間とする。

第5 漁業種類

うなぎ稚魚漁業の漁業種類は、火光利用たも網又は瀬張網とする。

第6 操業区域

漁業種類ごとに、「操業区域」及び「許可できる漁業者の数」を次の表のとおりとする。

・火光利用たも網

操業区域	許可できる漁業者の数
古川（別添図1のとおり）、湊川	1
東かがわ市小海川本支流、古川東側排水口、中川	1
さぬき市志度、末、鴨庄、小田、鴨部内の河川、綾川から青海川に至る河川	1
綾川から青海川に至る河川、香東川、春日川、鴨部川、さぬき市志度、末内の河川、東かがわ市小海川本支流、古川東側排水口、中川	1
神谷川及び明神川（別添図2のとおり）、土器川、神在の鼻から坂出市王越まで、高松市郷東町長間尻水門、高松市北浜町、城東町地先海面	1

番屋川、相引川、春日川西堤防西内側より西岸壁詰田川鉄橋まで	1
相引川、同右岸から浦生港までの河川、綾川、新川、春日川、香東川、本津川	1
高松市神在鼻から香西港、相引川、坂出市江尻水門、同大番水門東側、香東川、詰田川（琴電の鉄橋から上流）	1
神谷川及び明神川（別添図2のとおり）、土器川、神在の鼻から坂出市王越まで、高松市郷東町長間尻水門、高松市朝日町地先海面	1
観音寺市、三豊市内の河川（三豊市田井川については別添図3のとおり）、鳴川幹線排水路（別添図4のとおり）、豊浜港（別添図5のとおり）	2
観音寺市、三豊市内の河川（三豊市田井川については別添図3のとおり）	1
丸亀市金倉川、西汐入川、新内水門、宇多津町大東川、多度津町桜川、弘田川、坂出市江尻水門	1
丸亀市金倉川、西汐入川、土器川、新内水門、宇多津町大東川、多度津町桜川、弘田川、坂出市江尻水門	1
綾川新開潮止堰（別添図6のとおり）	1

・瀬張網

操業区域	許可できる漁業者の数
鴨部川（別添図7のとおり）	1
土器川、青海川及び神谷川（別添図2のとおり）	2
相引川	1
相引川、綾川、新川、春日川、香東川、本津川	1
住吉川、香西北小川	1
大東川、弘田川	1
金倉川、西汐入川	1

第7 公示による許可の基準

規則第11条の規定により、許可を公示する場合は次のとおりとする。

- 1 第3の漁業を営む者の資格、第4の漁業時期、第5の漁業種類、第6の操業区域を制限措置として許可する場合
- 2 現に許可を受けている者の廃業に伴い、当該許可の制限措置（漁業種類、操業区域、漁業時期）を変更しないで、当該許可を引き継ぎたい旨申し出が、現に許可を受けている者の親族からあった場合

第8 許可をしない場合の基準

規則第9条第1項に規定する「許可をしない場合」の基準は以下のとおりとする。

- 1 申請者（法人の場合は、その役員や使用人も含む）が規則第10条第1項に規

定する「適格性を有する者でない場合」とは、次に該当する場合とする。

- (1) 規則第 10 条第 1 項第 1 号に規定する「漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者」とは、漁業関係法令違反に対する不利益処分基準（令和 2 年 12 月 1 日）第 10 条の規定により許可を取り消され、その取り消しの日から 2 年を経過しない者である場合
 - (2) 規則第 10 条第 1 項第 2 号に規定する「暴力団員等」とは、誓約書や警察等関係機関への照会等により、暴力団員等と認められる場合
- 2 規則第 9 条第 1 項第 2 号に規定する「その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合」とは、同一者に対して同じ漁業種類の許可を同時に複数することになる場合とする。
 - 3 規則第 8 条に規定する申請に関する書類に不備があり、かつ行政手続法第 7 条に基づく補正の求めに応じない場合は、許可しないことがある。

第 9 変更の許可（制限措置の変更）の基準

規則第 16 条の規定に基づく変更の許可は、漁業調整及び資源管理上支障がないと認められる場合にのみ許可するものとする。

第 10 採捕従事者数の上限

許可を受けた者のために採捕に従事する者（以下、「採捕従事者」という。）の数は、令和 5 年漁期しらすうなぎ特別採捕許可の際の採捕従事者数を上限とする。

「漁業種類」及び「操業区域」ごとの「採捕従事者の上限」を次の表のとおりとする。

・火光利用たも網

操業区域	採捕従事者数の上限
古川、湊川	3
東かがわ市小海川本支流、古川東側排水口、中川	3
さぬき市志度、末、鴨庄、小田、鴨部内の河川、綾川から青海川に至る河川	4
綾川から青海川に至る河川、香東川、春日川、鴨部川、さぬき市志度、末内の河川、東かがわ市小海川本支流、古川東側排水口、中川	4
神谷川及び明神川、土器川、神在の鼻から坂出市王越まで、高松市郷東町長間尻水門、高松市北浜町、城東町地先海面	4
番屋川、相引川、春日川西堤防西内側より西岸壁詰田川鉄橋まで	4
相引川、同右岸から浦生港までの河川、綾川、新川、春日川、香東川、本津川	10
高松市神在鼻から香西港、相引川、坂出市江尻水門、同大番水門東側、香東川、詰田川（琴電の鉄橋から上流）	2
神谷川及び明神川、土器川、神在の鼻から坂出市王越まで、高松市郷東町長間尻水門、高松市朝日町地先海面	2

観音寺市、三豊市内の河川、鳴川幹線排水路、豊浜港	7
観音寺市、三豊市内の河川、鳴川幹線排水路、豊浜港	3
観音寺市、三豊市内の河川	2
丸亀市金倉川、西汐入川、新内水門、宇多津町大東川、多度津町桜川、弘田川、坂出市江尻水門	7
丸亀市金倉川、西汐入川、土器川、新内水門、宇多津町大東川、多度津町桜川、弘田川、坂出市江尻水門	10
綾川新開潮止堰	4

・瀬張網

操業区域	採捕従事者数の上限
鴨部川	4
土器川、青海川及び神谷川	4
相引川	4
相引川、綾川、新川、春日川、香東川、本津川	10
住吉川、香西北小川	2
大東川、弘田川	7
金倉川、西汐入川	10

第 11 許可の条件

規則第 13 条の規定に基づき、漁業種類ごとに次の条件を付すものとする。

・火光利用たも網

条 件
1 国又は、地方公共団体等が行う公共事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
2 「うなぎ稚魚（13センチメートル以下のもの、以下同様）」以外を採捕してはならない。
3 採捕した「うなぎ稚魚」は他に売却譲渡してはならない。
4 「うなぎ稚魚」養殖のための養殖池を完備のうえ採捕しなければならない。
5 同業者間の申し合わせ事項を厳守のうえ採捕しなければならない。
6 他種漁業者と協調して採捕しなければならない。
7 県の指示する様式により採捕量と池入れ量を報告しなければならない。
8 大臣許可を受けた池入れ数量を越えて、「うなぎ稚魚」を採捕してはならない。
9 採捕従事者は別記のうなぎ稚魚漁業採捕従事者証を携帯するものとする。
10 採捕した「うなぎ稚魚」は、その年の7月31日まで養殖しなければならない。
11 漁業権漁業の区域内では、その漁業の妨害をしてはならない。

・瀬張網

条 件	
1	国又は、地方公共団体等が行う公共事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
2	「うなぎ稚魚（13センチメートル以下のもの、以下同様）」以外を採捕してはならない。
3	採捕した「うなぎ稚魚」は他に売却譲渡してはならない。
4	「うなぎ稚魚」養殖のための養殖池を完備のうえ採捕しなければならない。
5	同業者間の申し合わせ事項を厳守のうえ採捕しなければならない。
6	他種漁業者と協調して採捕しなければならない。
7	県の指示する様式により採捕量と池入れ量を報告しなければならない。
8	大臣許可を受けた池入れ数量を越えて、「うなぎ稚魚」を採捕してはならない。
9	採捕従事者は別記のうなぎ稚魚漁業採捕従事者証を携帯するものとする。
10	火光利用によるうなぎ稚魚漁業許可を受けなければならない。
11	採捕従事者は火光利用によるうなぎ稚魚漁業と同一の者とする。
12	採捕した「うなぎ稚魚」は、その年の7月31日まで養殖しなければならない。
13	漁業権漁業の区域内では、その漁業の妨害をしてはならない。

(別記)

(表)

(裏)

年うなぎ稚魚漁業採捕従事者証		採捕従事者	
写真 貼付	第 - 号	住 所	
	許可の有効期間 年月日から同年 月 日まで 操業区域	生年月日	年 月 日
氏名		許可名義人氏名	(許可番号第)
香 川 県 県印		漁業種類	

香川県漁業調整規則の改正について（事前協議）

1. 趣旨

刑法及び漁業関係法令の改正に伴い、香川県漁業調整規則（以下、「規則」という。）の一部改正をするもの。今回の改正に併せて、規則中の水産動植物の名称の変更及びアマモの流れ藻の採捕の解禁を予定している。

規則の改正にあっては、漁業法第119条第8項に基づき、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないとあることから、今回意見を聴くものである。

2. 改正内容（予定）

別紙資料のとおり。

3. 改正理由

①水産動植物の名称の変更（規則第39条第1項の表） ㊦

規則中に規定されている水産動植物の名称は、基本的に標準和名又は総称で記載されているが、地方名及び古い呼称で記載されているものについて、それぞれ変更するもの。

②アマモの流れ藻の採捕の解禁（規則第39条第1項） ㊦

アマモは有用水産資源の産卵場や成育場となっていることから、これまで流れ藻を含め、その採捕を禁止していた。近年、漁業者等によるアマモ場造成活動の増加を受けて、当該活動以外で利用されることのない“アマモの流れ藻”について、その採捕の制限を解除するもの。

③漁業法改正に伴う条項の追加（規則第46条第2項） ㊦

漁業法及び流適法の一部を改正する法律が令和6年7月16日に施行されており、当該改正に伴い、規則に新たな条項を追加するもの。

今回追加する条項は漁業法に規定されているものであるが、令和2年の漁業法改正以降、一連の手続きや規制の内容については、確認的に規則にも規定するようになっている。

④刑法改正に伴う文言の変更（規則第54条第1項） ㊦㊧

刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日に施行されることに伴い、規則中の関係する条文の文言を変更するもの。

⑤文言の適正化（規則第54条第1項、規則第55条） ㊦㊧

両罰規定の対象となる規定について、自然人を対象とすることを明確化するもの。

4. 今後のスケジュール

- 11月下旬 事前協議（県⇄国）
- 12月中旬 諮問・答申（県⇄海区・内水面委員会）
- 翌1月以降 認可申請・認可（県⇄国）
- 翌2月以降 告示（県）

香川県漁業調整規則の一部を改正する規則(案)

香川県漁業調整規則(令和2年香川県規則第61号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前																																																																													
<p>(禁止区域等)</p> <p>第39条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。ただし、海面において第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、<u>あまも又はほんだわら</u>まものながれもを採捕する場合は、この限りでない。</p>		<p>(禁止区域等)</p> <p>第39条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。ただし、海面において第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。</p>																																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>水産動植物</th> <th>禁止期間</th> <th>禁止区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2 略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3 <u>くろろだい</u>(全長6センチメートル以下)のものに限る。</td><td>周年</td><td>海面</td></tr> <tr><td>4 略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5 略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6 略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7 略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8 略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9 略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10 略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11 <u>あまも又はほんだわら</u></td><td>周年</td><td>海面</td></tr> <tr><td>12 略</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	水産動植物	禁止期間	禁止区域	1 略			2 略			3 <u>くろろだい</u> (全長6センチメートル以下)のものに限る。	周年	海面	4 略			5 略			6 略			7 略			8 略			9 略			10 略			11 <u>あまも又はほんだわら</u>	周年	海面	12 略			<table border="1"> <thead> <tr> <th>水産動植物</th> <th>禁止期間</th> <th>禁止区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2 略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3 <u>ちぬ</u>(全長6センチメートル以下)のものに限る。</td><td>周年</td><td>海面</td></tr> <tr><td>4 略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5 略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6 略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7 略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8 略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9 略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10 略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11 <u>あじも又はがらも</u></td><td>周年</td><td>海面</td></tr> <tr><td>12 略</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	水産動植物	禁止期間	禁止区域	1 略			2 略			3 <u>ちぬ</u> (全長6センチメートル以下)のものに限る。	周年	海面	4 略			5 略			6 略			7 略			8 略			9 略			10 略			11 <u>あじも又はがらも</u>	周年	海面	12 略		
水産動植物	禁止期間	禁止区域																																																																													
1 略																																																																															
2 略																																																																															
3 <u>くろろだい</u> (全長6センチメートル以下)のものに限る。	周年	海面																																																																													
4 略																																																																															
5 略																																																																															
6 略																																																																															
7 略																																																																															
8 略																																																																															
9 略																																																																															
10 略																																																																															
11 <u>あまも又はほんだわら</u>	周年	海面																																																																													
12 略																																																																															
水産動植物	禁止期間	禁止区域																																																																													
1 略																																																																															
2 略																																																																															
3 <u>ちぬ</u> (全長6センチメートル以下)のものに限る。	周年	海面																																																																													
4 略																																																																															
5 略																																																																															
6 略																																																																															
7 略																																																																															
8 略																																																																															
9 略																																																																															
10 略																																																																															
11 <u>あじも又はがらも</u>	周年	海面																																																																													
12 略																																																																															
<p>(衛星船位測定送信機等の備付け命令)</p> <p>第46条 略</p> <p>2. 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。</p>		<p>(衛星船位測定送信機等の備付け命令)</p> <p>第46条 略</p>																																																																													

改正後

第54条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
 (1) 第33条第1項、第34条から第38条まで、第39条第1項若しくは第3項、第41条第1項又は第42条第1項の規定に違反したとき。
 (2) 第33条第13項において準用する第13条第1項若しくは第2項又は第42条第3項の規定により付けられた条件に違反したとき。
 (3) 第23条第1項（第33条第13項において準用する場合を含む。）、第33条第13項において準用する第22条第2項、第41条第2項又は第45条第1項の規定に基づく命令に違反したとき。

2 略

第55条 第25条第1項（第43条第8項において準用する場合を含む。）、第31条、第33条第10項又は第40条第1項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、科料に処する。

改正前

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- (1) 第33条第1項、第34条から第38条まで、第39条第1項若しくは第3項、第41条第1項又は第42条第1項の規定に違反した者
- (2) 第33条第13項において準用する第13条第1項若しくは第2項又は第42条第3項の規定により付けられた条件に違反した者
- (3) 第23条第1項（第33条第13項において準用する場合を含む。）、第33条第13項において準用する第22条第2項、第41条第2項又は第45条第1項の規定に基づく命令に違反した者

2 略

第55条 第25条第1項（第43条第8項において準用する場合を含む。）、第31条、第33条第10項又は第40条第1項の規定に違反した者は、科料に処する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第54条第1項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。次項において同じ。）は、令和7年6月1日から施行する。
- 2 第54条第1項の改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

(参考)

香川県漁業調整規則第 54 条及び 55 条の条文中で内水面に関する条文について

(内水面における水産動植物の採捕の許可)

第 33 条 内水面において次に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。

- (1) もんどり
- (2) 延なわ
- (3) えびすくい網
- (4) 建干網
- (5) 瀬張網
- (6) 地びき網
- (7) 投網
- (8) しばづけ
- (9) うなぎかき
- (10) かえどり (動力を利用するものに限る。)

2～9 略

10 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、前項の許可証を自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させなければならない。

11～12 略

13 第 8 条第 2 項、第 9 条第 2 項及び第 3 項、第 13 条、第 20 条第 3 項、第 22 条、第 23 条並びに第 26 条から第 30 条までの規定は、採捕の許可について準用する。

(漁具漁法の制限及び禁止)

第 36 条 何人も、水中に電流を通じてする漁法により水産動物を採捕してはならない。

2 略

3 何人も、内水面において次に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。

- (1) まきえを使用してする漁法
- (2) 建網

(禁止区域等)

第 39 条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。ただし、海面において第 1 種共同漁業若しくは第 3 種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

水産動植物	禁止期間	禁止区域
1 あゆ	1月1日から5月31日まで	海面及び内水面
2 うなぎ（全長20センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面及び内水面
3 ちぬ（全長6センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面
4 がざみ（甲幅13センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面
5 くるまえばい（体長6センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面
6 あさり（殻長2.5センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面
7 はまぐり（殻長3センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面
8 はまぐり（殻長3センチメートルを超えるものに限る。）	6月1日から8月31日まで	海面
9 みるくい	4月21日から11月30日まで	海面
10 なまこ	4月1日から10月31日まで	海面
11 あじも又はがらも	周年	海面
12 こい（全長18センチメートル以下のものに限る。）	周年	内水面

2 略

3 第1項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

（有害物質の遺棄漏せつの禁止）

第41条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。

（許可等の条件）

第13条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可をするに当たり、許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可後、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

3～4 略

(漁業調整等の必要による許可等の取消し等)

第 23 条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

2 略

(適格性の喪失等による許可等の取消し等)

第 22 条 略

2 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

3～4 略

調整規則改正に向けたスケジュール（香川県）

	令和6年度						令和7年度						
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
漁業調整規則の改正・施行 課内協議	協議①	資料作成・修正 協議②	協議③	資料最終調整	資料最終調整※1						公布・施行		一部施行
水産庁ヒアリング			ヒア①										
事前協議手続き 大臣認可手続き						事前協議		認可申請	認可				
海区委員会諮問・答申 内水面委員会諮問・答申					事前協議		諮問・答申						
総務学事課協議 県報掲載手続き													
高松地方検察庁協議 (刑法一部改正に係る部分除く)					今回の改正予定 内容については、 協議不要と確認 済み								総字合議

※1 改正理由書の手直し等に時間を要する可能性あり。その場合、それぞれ後ろ倒し。

令和7年度提案項目における重点課題について(案)

回答県名：香川県		所属ブロック：西日本ブロック	
資料2-2 提案項目	小項目	各提案項目(Ⅰ～Ⅶ)内の小項目について、重点課題にすべきと考える小項目の選択欄に「○」を記入し、そう考える理由を右欄に記載してください。	
Ⅰ.外来魚対策		選択	理由
「○」は1つ	1	○	外来魚駆除に対する国の支援は欠かせないと考えているから
	2		
	3		
Ⅱ.鳥類による食害対策		選択	理由
「○」は1つ	1	○	カワウの食害問題は今も改善されていないから
	2		
	3		
Ⅲ.魚病対策		選択	理由
「○」は1つ	1		
	2		
	3	○	効果的な医薬品開発は特に重要だと認識しているため
Ⅳ.河川湖沼環境の保全・啓発		選択	理由
「○」は4つ	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
Ⅴ.放射性物質対策		選択	理由
「○」は1つ	1		
	2		
	3		
Ⅵ.ウナギの資源回復		選択	理由
「○」は2つ	1	○	ニホンウナギの資源回復は重要であると認識しているため
	2	○	実効性のある取締りが資源管理につながると考えられるから
	3		
	4		
Ⅶ.内水面漁場管理委員会制度		選択	理由
「○」は1つ	1		
	2		

I 外来魚対策について

R6年度提案書		R7年度提案書(8/23時点)
<p>【趣旨】 平成17年6月施行の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により、特定外来生物を生きたままの持ち出しや移植放流が制限され、平成25年6月の同法改正で、飼養等の許可を受けた者だけでなく密放流者に対しても主務大臣による措置命令等ができるよう適用拡大するとともに、放流した特定外来生物の回収まで措置命令として命ずることができるようになりました。 また、特定外来生物は、平成28年10月1日にオオクチバスやブルーギル等の1科10種1交雑種が、平成30年4月1日にガー科全種及びガー科に属する種間交雑種が指定され、規制対象種が拡大されました。 一方、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、オオクチバスを始めとする特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。 しかしながら、法整備が進む中、令和5年度においても共同漁業権938件中418件で外来生物による被害が発生しております。このような中で、これまで地方自治体や漁業協同組合が刺網や定置網等で駆除等を行っておりますが、生息域や食害が減少しておらず、十分な成果が得られていないのが現状です。 つきましては、下記の事項について提案いたします。</p> <p>重点課題(より強く要望する予定)として、小項目から1項目選択</p>		<p>文章を一部整理するとともに、年度の修正及びアンケート結果に基づき、共同漁業案件数、被害件数を修正</p> <p>【趣旨】 平成17年6月施行の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により、生きた特定外来生物を生きたままの持ち出しや移植放流が制限され、平成25年6月の同法改正で、飼養等の許可を受けた者だけでなく密放流者にも拡大しておいても主務大臣による措置命令等ができるよう適用拡大するとともに、放流した特定外来生物の回収まで措置命令として命ずることができるようになりました。 また、魚類の特定外来生物は、平成28年10月1日にオオクチバスやブルーギル等の1科10種1交雑種が、平成30年4月1日にガー科全種及びガー科に属する種間交雑種が、令和6年7月1日までにオオクチバス、ブルーギル等の26種が指定され、状況に応じて規制対象種が拡大されてきました。 一方、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、オオクチバスを始めとする特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。 しかしながら、法整備が進む中、令和5年度においても共同漁業権●件中●件で外来生物による被害が発生しております。このような中で、これまで地方自治体や漁業協同組合が刺網や定</p>
R6年度提案	回答、状況等	R7年度提案書
1	<p>【農水省】 水産庁では、内水面水産資源被害対策事業において、平成24年度から国立研究開発法人・水産研究教育機構等に委託して効果的な駆除技術の開発を行っており、これまでに外来魚の生育ステージや魚種、生息水域、季節に応じた駆除対策を実施する内水面漁業者等が参照し易いよう取りまとめた4冊のマニュアルを作成して配布、周知しています。これらのマニュアルは、水産庁及び全国内水面漁業協同組合連合会のホームページにて公開しており、加えて、これらのマニュアルを活用して外来魚駆除に取り組む内水面漁協を支援しており、引き続き必要な予算の確保に努めてまいります。</p> <p>【国交省】 その生息状況については、私ども河川水辺の国勢調査においてその状況の把握に努めているところであります。そして我々河川管理者としては、特に地元の市町村、あるいはその都道府県の関係部局等とも連携して、特定外来生物への対応に努めているところであります。今後とも引き続きそのような連携をしながら対策に努めてまいりたいと考えています。</p> <p>【環境省】 効果的な駆除技術等については、環境省では多様な主体により、オオクチバス等の効果的な駆除が実施されるように、「オオクチバス等の駆除の手引き」を平成21年に作成しております。これを平成28年改訂したところで、現在も改訂を進めていますが、これを引き続き普及に努めてまいります。外来魚による被害状況については、環境省では主に生態系に係る把握に努めており、令和5年度には、オオクチバス・コクチバス・ブルーギルという特定外来生物3種に関する生態系に係る被害の状況について、都道府県等からも情報収集を行いました。漁業に係る被害については、水産庁の方で把握されていると理解しております。 予算の確保については、環境省では、特定外来生物について生態系等の被害の防止を目的として、地方公共団体、都道府県や市町村が実施する駆除の事業に関して、特定外来生物法等駆除対策事業といういわゆる交付金によって地方公共団体の支援を行っています。外来魚による生態系に係る被害を抑えるために引き続き予算確保に努めてまいります。また漁業被害の対策予算については別途水産庁で措置されていると理解しています。</p>	<p>回答を受けて、文章を一部修正</p> <p>オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びチャネルキャットフィッシュをはじめとした外来魚の生息状況、生態及び漁業被害の把握と最新の知見を取り入れた効果的な駆除技術等の開発に努めるとともに、開発された駆除技術等を戦略的に普及・指導し、漁業協同組合等が適切な対策を実施できるよう柔軟に活用できる事業と十分な予算の確保を促すこと。</p>
2	<p>【農水省】 オオクチバスやブルーギルなどの特定外来生物については、特定外来生物法において許可なく放した者に対して当該生物の回収を命ずることができる措置を講じておりましたが、この内容については、都道府県及び関係団体に周知しています。河川や湖沼における特定外来生物の密放流は、漁業関係者のほか釣り人のような方々をはじめとする一般国民からの情報提供によって明らかになる場合が多いため、水産庁ではリーフレットをリニューアルして、一般の釣り人の多く集まるイベント・講習会、あるいは全国の釣具店に配布するなど特定外来生物の密放流防止を呼びかけているところであります。引き続き環境省と連携してこれらの方々や関係団体の協力が得られるよう外来生物法の普及・啓発を推進していこうと考えています。</p> <p>【環境省】 これまで外来生物法の違反行為に係る情報が得られた場合には、管理者はその必要に応じて警察等と連携して適切に対処してきており、今後も同様に対処してまいります。また違法放流対策を目的として、環境省がオオクチバス等の駆除をしている湖沼がありますが、そちらでは違法放流防止のために、こうした取り組みに加えて、外来生物問題に関する一般の方の理解の向上や、取り締まりの強化、警察との協力体制の確保等が必要で、また市民の皆様による監視も必要であり、効果的だと考えておりますので、引き続き地方公共団体、警察、民間企業、民間団体と連携して普及啓発に努めてまいりたいと思っております。漁業関係者におかれましては、情報等を手入れされましたら、環境省の地方環境事務所や、水産庁、警察に積極的な情報共有をお願いします。</p>	<p>文章を一部修正</p> <p>密放流行為を防止する禁止などの法的実効性を担保するため、釣り人や関係団体等を中心に広く法律の周知徹底を図るとともに、関係者と連携した取締りの強化や取締りに必要な予算の確保など、外来生物法違反の防止について具体的な措置を引き続き講ずること。</p>
3	<p>【農水省】 漁業権の設定されていないダム等において適切な外来魚駆除等が実施されるよう引き続き外来魚の駆除対策を取りまとめたマニュアルの幅広い関係者への配布周知を進めてまいりたいと思っております。また内水面漁業に被害を及ぼす外来生物の駆除については、関係する都道府県や内水面漁協等と連携し、内水面水産資源被害対策事業により対策を実施していきたいと考えています。</p> <p>【国交省】 私ども河川管理者としては、河川管理上の支障となる場合に外来生物の駆除や、あるいはその除去等に取り組んでいるところであります。また地方自治体あるいは漁業協同組合の方々とも連携をしながら、注意喚起の看板や外来魚の回収ボックスの設置、そして外来魚対策に関する学習会や、その駆除のイベントの実施等に取り組んでいるところであります。さらに平成25年の取り組みではありますが、河川における外来魚対策の事例集というものを作成して、ダムの管理者にも周知しているところであります。このようなことを進めながら引き続き取り組んでいくことを考えています。</p> <p>【環境省】 令和4年の9月に閣議決定した特定外来生物基本方針において、施設の管理者はその施設を適切に管理する責任を有していますので、その特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のための積極的な取り組みが期待されると明記されています。これを踏まえ、ダムやため池等を含む施設の管理者の方に積極的に外来魚対策を行っていただくよう、現在、「外来種被害防止行動計画」という、国、地方公共団体、事業者の方、ダム管理者の方のいろんな方が、どのように外来生物対策をしていくべきかということを描き記している行動計画というアクションプランを、現在改定しております。その中にもしっかりと書き込むことによって普及啓発していこうと考えています。 また外来生物が新たな水域で発見されたときの対応に関しては、漁業被害の対策であれば水産庁になりますが、生態系の被害は環境省として、生態系被害防止外来種リスト等による普及啓発も行っています。 このように、生態系の被害の大きさに応じた対策をしていき、そして国民の皆様にも、よく周知していくことを考えています。</p>	<p>R6年度と同文</p> <p>漁業権が設定されていないダムや灌漑用ため池等においては、管理者に対して外来魚の駆除および発生抑制等による生態系の保全対策に積極的に取り組むよう促すこと。 また、新たな水域で内水面漁業の振興を脅かす外来生物が発見された際は早期の駆除等の対応を行うこと。</p>

II 鳥類による食害対策について

R6年度提案書		R7年度提案書案(8/23時点)
<p>【趣旨】 平成19年6月改正の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」により、カワウが狩猟鳥獣に指定され、防除対策が進められています。 また、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、カワウ等の鳥獣による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。 しかしながら、カワウの行動範囲は県域を越えた広範な地域に及び、かつ効率的な駆除の方法や体制が未確立のため、水産資源に対するカワウの食害は依然として大きなものとなっております。 更に、カワウ以外にもサギ類・カモ類の食害も多発しており、令和5年度の調査では共同漁業権938件中532件で鳥類による被害が報告されるなど、無視できないものとなっております。 このように、鳥類による食害防止にあたっては、効率的な被害防止手法の開発と、広域的な対策の実施が不可欠であり、国のリーダーシップの発揮と指導・支援の強化が望まれます。 つきましては、下記の事項について提案いたします。</p> <p>重点課題(より強く要望する予定)として、小項目から1項目選択</p>		<p>カワウの個体数が増加している現状を踏まえ、文言を一部修正し、合わせてアンケート結果に基づき、被害件数を修正</p> <p>【趣旨】 平成19年6月改正の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」により、カワウが狩猟鳥獣に指定され、防除対策が進められています。 また、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、カワウ等の鳥獣による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。 しかしながら、カワウの行動範囲は県域を越えた広範な地域に及び、かつ効率的な駆除の方法や体制が未確立のため、水産資源に対するカワウの食害は依然として大きなものとなります深刻な問題となっております。 更に、カワウ以外にもサギ類・カモ類の食害も多発しており、令和6年度の調査では共同漁業権●件中●件で鳥類による被害が報告されるなど、無視できないものとなっております。 このように、鳥類による食害防止にあたっては、効率的な被害防止手法の開発と、広域的な対策の実施が不可欠であり、国のリーダーシップの発揮と指導・支援の強化が望まれます。 つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>
R6年度提案	回答、状況等	R7年度提案書案(8/23時点)
<p>1 カワウによる食害を軽減するため、「カワウ被害対策強化の考え方(平成26年4月農林水産省・環境省公表)」に基づき被害を与えるカワウの個体数を令和5年度までに半減させる目標を設定しているが、平成29年度以降に増加傾向にある。</p> <p>このため、これまでの取組等を評価検証し、令和6年度以降、より実効性のある中期目標を設定するとともに、既存の広域協議会と連携した全国的な連携体制のもと、全国レベルでカワウ個体数を調整・管理する具体的な指針を策定し、駆除等を実施すること、国主導によるカワウ対策を推進すること。</p>	<p>【農水省】 カワウ被害対策強化の考え方について、平成26年の4月に環境省と農林水産省の方で示したこの考え方を踏まえてこれまで対策を実施してきており、成果と課題を分析し、令和6年5月に新たに目標を見直して公表したところです。その新たな考え方において、漁業被害を軽減する捕獲・繁殖抑制対策を強化することで令和10年度までに被害を与えるカワウの個体数の半減を目指すこととしており、引き続き、環境省や広域協議会等とも連携して、目標に向け取組を進めていく所存です。</p> <p>【環境省】 平成29年以降増加傾向にあることは承知しており、環境省は水産庁と本年5月に半減目標年度の令和10年度に向けてさらなる対策の強化を図っていくとしたところです。具体的には、これまでの取組を踏まえて、シャープシューティングによる集中的・効果的な対策、親鳥捕獲を実施していきます。 銃器使用が困難な場所でもその実態把握、実証を続けていきます。さらにドローンによる駆除率低下、巣立ちの難化による繁殖抑制をしていくことを掲げています。具体的には、今年度から環境省は滋賀県と協力して、滋賀県高島市のカワウの大規模繁殖地でシャープシューティングの実証事業による効果的な捕獲を今年度から始めたところです。そのような対策も水産庁と連携して行うと考えているところです。</p>	<p>回答を受けて、文言を一部修正</p> <p>カワウによる食害を軽減するため、「カワウ被害対策強化の考え方(平成26年4月農林水産省・環境省公表)」に基づき被害を与えるカワウの個体数を令和5年度までに半減させる目標を設定しているが、平成29年度以降増加傾向にある。これは達成できず令和10年度に見直されました。 このためことから、これまでの取組等を検証し、令和6年度以降、より実効性のある中期目標を設定するとともに、既存の広域協議会と連携した全国的な連携体制のもと、全国レベルでカワウ個体数を調整・管理する具体的な指針を策定し、駆除等を実施すること、国主導によるカワウ対策を推進すること、で明らかにした課題(銃器使用の制限緩和など)への対策を図ることで、カワウの個体数を調整・管理するより実効性のあるカワウ対策を国主導で推進すること。 また、既存の広域協議会と連携した全国的な体制のもと、カワウ対策の具体的な方針を策定し、国の十分な支援のもとカワウの駆除等を進めていくこと。</p>
<p>2 サギ類等による食害も全国的に発生しているため、特にサギ類の生息状況等について把握すること。また、早期に効率的な防除対策を適用し、導入促進を図ること。</p>	<p>【農水省】 水産庁では平成29年度より先端技術を活用したカワウ被害対策開発事業を実施しています。本事業では、効果的なカワウ被害対策の一環としてドローンを活用してカワウが獲るテープを樹木に張ることや、河川にテグスを張ること等による漁業被害防止対策等の技術について、マニュアルとして取りまとめ、水産庁ホームページで公表するとともに、全国に配布しているところです。このような技術情報の一部はサギ類等にも活用可能であると考えています。</p> <p>【環境省】 サギ類の生息状況については、環境省の生物多様性センターというところがあり、こちらで全国で鳥類繁殖分布調査等を実施して繁殖状況を把握しています。ちなみ傾向としてはアオサギにはかなり拡大し、一方でコサギやアマサギはほぼほぼだと承知しています。内水面漁業被害防止の対策については水産庁において行われるものと考えております。</p>	<p>R6年度と同文</p> <p>サギ類等による食害も全国的に発生しているため、特にサギ類の生息状況等について把握すること。 また、早期に効率的な防除対策を適用し、導入促進を図ること。</p>
<p>3 健全な内水面漁場を維持するため、カワウ等の食害など内水面漁業被害に対し、適切な対策が実施できるよう、漁業協同組合等が行う駆除や追い払いなどの支援事業と予算を充実させること。</p>	<p>【農水省】 水産庁ではカワウ等の食害による漁業被害の軽減・防止を図るため、内水面水産資源被害対策事業のうち内水面漁業関係者が行う駆除と追い払い活動等に対して支援を行っています。今年度においてもカワウの被害状況調査、駆除のための定額補助として約14億円を措置しているところ、今後とも被害対策への継続的な支援ができるよう、必要な予算の確保に努めてまいりたいと思います。</p> <p>【環境省】 内水面漁業被害防止の対策については水産庁において行われるものと考えております。</p>	<p>R6年度と同文</p> <p>健全な内水面漁場を維持するため、カワウ等の食害など内水面漁業被害に対し、適切な対策が実施できるよう、漁業協同組合等が行う駆除や追い払いなどの支援事業と予算を充実させること。</p>

III 魚病対策について

R6年度提案書		R7年度提案書(8/23時点)
<p>【趣旨】 平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、内水面水産資源に係る伝染性疫病の予防等について、国等の講ずべき事項が明記されました。 このうち、平成28年1月の水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の改正により、輸入防疫及び国内防疫の対象疫病及び対象動物等が見直され、平成28年7月には水産防疫に係る基本的な方針である水産防疫対策要綱が策定され、新たな疫病の水際防疫や国内防疫体制の強化が期待されます。 しかしながら現状をみると、重要種であるアユでは、冷水病の被害が後を絶たない状況にあり、また、平成19年には国内で初めてエドワジエライクタルリ症が確認されるなど、予断を許さない状況が続いています。 同様にコイでは、多くの共同漁業権漁場において漁業権種類になっていますが、平成15年11月にコイヘルペスウイルス(KHV)病の確認以降、稚魚放流による増殖が困難な状況にあり、漁業権管理や漁協経営上の大きな問題となっています。 また、KHV病については既発生水域と未発生水域が混在することから、コイの増殖および流通行為が制限されており、コイ漁業に極めて大きな打撃を与えています。 つきましては、下記の事項について提案いたします。</p> <p style="text-align: center;">重点課題(より強く要望する予定)として、小項目から1項目選択</p>		<p>文言を一部修正</p> <p>【趣旨】 平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、内水面水産資源に係る伝染性疫病の予防等について、国等の講ずべき事項が明記されました。 このうち、平成28年1月の水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の改正により、輸入防疫及び国内防疫の対象疫病及び対象動物等が見直され、平成28年7月には水産防疫に係る基本的な方針である水産防疫対策要綱が策定(令和2年12月最終改正)され、新たな疫病の水際防疫や国内防疫体制の強化が期待されまうられました。 しかしながら現状をみると、重要種であるアユでは、冷水病の被害が後を絶たない状況にあり、また、平成19年には国内で初めて確認されたエドワジエライクタルリ症が現在も散見されている確認され、予断を許さない状況が続いています。 同様にコイでは、多くの共同漁業権漁場において漁業権種類になっていますが、平成15年11月にコイヘルペスウイルス(KHV)病の確認以降、稚魚放流による増殖が困難な状況にあり、漁業権管理や漁協経営上の大きな問題となっています。 また、KHV病については既発生水域と未発生水域が混在することから、コイの増殖および流通行為が制限されており、コイ漁業に極めて大きな打撃を与えています。</p>
R6年度提案	回答、状況等	R7年度提案書(8/23時点)
1	<p>【農水省】 平成23年12月にアユ疫病に関する防疫指針を策定してきており、それに基づいて天然の河川湖沼での病原体の蔓延防止、養殖場における疫病の被害の防止の対策を講じてきています。また、食品安全政策課というところの事業になりますが、安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業という事業がありまして、そこで国内主要養殖業の重要疫病のリスク管理技術の開発というテーマで令和元年から5年まで研究事業をやっています。アユだと異形細胞性腸病の診断治療マニュアルの改訂や、ラッシュ病の診断マニュアルみたいなものも作成して、本年7月末以降事業のクロージングに手間取るとちょっと遅くなるかもしれませんが、ホームページに公表する予定にしているところです。 冷水病につきましては令和5年に天然水域で18都道府県、養殖場では12都道府県で発生しています。平成13年から15年ごろのピークに比べれば低減しているものの、近年は下げ止まりつつあると承知しています。またエドワジエライクタルリ感染症につきましては、令和5年ですと天然確認6件、アユ放流事業で2件、養殖場1件で病原が確認されており、引き続き発生状況を注視していく必要があると考えています。河川環境中での保菌開始時期や感染源に関する知見等については平成31年度より魚類防疫技術等を取りまとめている水産資源保護協会のホームページで公表しているところです。 冷水病およびエドワジエライクタルリ感染症の治療薬は平成29年にフロルフェニコール製剤の効能拡大が承認され、現場でお使いいただいているものと承知しています。環境DNA技術解析などの技術を用いた河川内での原因菌の時空間的な変遷や分布の把握については、また関係県と議論を深めてまいりたいと考えています。</p>	<p>文言を一部修正</p> <p>アユの冷水病やエドワジエライクタルリ症について、養殖及び放流後の河川における被害低減に係る対策技術の開発と普及を行うとともに、まん延防止のため、全国的な防疫体制構築の施策を継続的に引き続き実施すること。 さらに、水域の特性に応じた対策を図るために、河川内での冷水病等の病原菌の時空間的な変遷や分布を把握する基本的な手法(環境DNA解析など)を確立し、全国河川における調査を実施すること。</p>
2	<p>【農水省】 KHVの近年の発生件数は、我が国で初めてKHVが確認された当時比べて大幅に減少しているところです。令和5年においては、既発生水域の養殖場から66施設の養殖場や加工場に818tの食用コイが移動したと承知しています。また関係都道府県からの要望を受けて、平成30年度より国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所において、コイ放流試験技術連絡協議会が設置され、放流再開に向けたデータ収集のため、関係県による未感染魚を用いた既発生河川での感染試験が行われています。放流再開に向けて継続して知見の収集を行うことが必要であると考えており、状況を注視していきたいと思っています。 ただ未報告水域や陰性確認水系の蔓延防止のため今後も関係の皆さんにおかれましては県水産試験場等における放流魚の陰性確認や、内水面漁場管理委員会指示による既発生水域からのコイの移植・持ち出しの禁止等、蔓延防止措置の徹底をお願いします。</p>	<p>文言を一部修正</p> <p>KHV病発生から20年が経過していることから、感染水域の拡大による深刻な影響を受けているコイ資源の再生に向けた取組みについて、これまで蓄積された知見を踏まえ、既発生河川の公共用水域における放流・移植・持ち出しの制限を解除できるよう、国が主体となって速やかに基準を示すこと。</p>
3	<p>【農水省】 農林水産省では、水産用医薬品の開発・実用化を促進するために水産防疫対策委託事業によって研究段階での基礎的な試験等を実施するとともに、希少疫病等動物用医薬品実用促進のための動物用医薬品対策事業、養殖業成長産業化提案公募型実証事業により開発段階での承認申請の資料作成に必要な試験等の取り組みを進めているところです。去年の7月に「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務の取扱いについて」の局長通知を改正し、承認できるワクチンにDNAワクチンやサブユニットワクチンといった新しいタイプのワクチンを追加したところです。 さらに、魚種をまとめたワクチンの承認についても検討してまいりますし、作りたいと考えています。</p>	<p>回答を受けて、文言を一部修正</p> <p>現状のような個々の魚種に対する水産用医薬品の開発では、市場の小さい魚種の医薬品の開発は行われず、使用可能な医薬品がない、もしくは非常に少ない状況が続いていることでは進みにくいことから、既存医薬品の効能拡大による承認や承認可能な新たなワクチンの追加等制度が改正されました。このような魚種に使用可能な医薬品が早期に実用化されるよう、今後も引き続き効果的な医薬品開発に向けた対策を進めること。 しかしながら、内水面漁業で扱う魚種は少ないため、使用可能な医薬品も非常に少ない現状にあり、効能拡大による医薬品の頻回使用は薬剤耐性リスクもあることから、使用可能な多種の医薬品及びワクチンが早期に実用化されるよう、今後も引き続き効果的な医薬品開発に向けた対策を進めること。</p>

R6年度提案	回答、状況等	R7年度提案(8/23時点)
<p>4 オオカナダモ、ミズワタケ、ケイソウ、カワシオウサ等の異常繁殖は、河川湖沼の在来生態系へ脅威となるのみならず、内水面漁業の妨げになるなど重要な課題であるため、調査研究機関との連携を強化し、これらの種ごとの異常繁殖の原因究明及び効果的な駆除・防除方法の開発とその異常繁殖防止に努め、関係者と連携して除去対策を講じること。</p>	<p>【農水省】 ミズワタケ、ケイソウについては令和3年度から水産庁委託事業により、生息状況の調査や駆除手法、判別手法の開発を実施しており、それらの成果を水産庁委託事業マニュアル等に取りまとめ令和6年2月に公表したところ。令和6年度においても引き続き緊要原因や漁場への影響調査を実施することとしています。ミズワタケ、ケイソウは自然環境下で繁殖した場合は、根本的な対策は困難であり、生息域が拡大しないようミズワタケ、ケイソウに付着したのを産廃水に混入する等の対策を講じていること。また、提案事項に引き続き対策技術の開発・情報発信に取り組んでいきたいと考えています。また、提案事項に引き続きオオカナダモおよびカワシオウサ等の対応については、研究機関と相談してまいります。</p> <p>【国交省】 河川管理者としては、河川管理上の支障となる場合に外来植物の防除、除去に取り組んでいるというケースがございます。引き続き地元市町村等と、あるいは都道府県関係局と連携しながら、その外来植物への対策に取り組んでいく所存です。</p> <p>【環境省】 オオカナダモ、ミズワタケ、ケイソウ、カワシオウサについては、特定外来生物の指定を受けており、現時点で環境省が直接的に何らかの対策を取るとは困難です。ただオオカナダモについては生態系被害防止外来種リストに含まれており、これにより、捨てない、広げない、広げないという行動を広く国民の皆様に呼びかけています。最近だと皆様が「ナガエツルノゲイトウとかオオハマミズキ」などというものを結構気にされていると思いますが、「ナガエツルノゲイトウ駆除マニュアル」を作った、それを最近更新したものがホームページに載っていますが、こういったものも、皆様に活用していただいています。</p>	<p>文言を一部修正 オオカナダモ、ミズワタケ、ケイソウ、カワシオウサ等の異常繁殖は、河川湖沼の在来生態系への脅威となるのみならず、内水面漁業の妨げになるなど重要な課題であるため、調査研究機関との連携を強化し、これらの種ごとの異常繁殖の原因究明及び効果的な駆除・防除方法の開発とその異常繁殖防止に努め、関係者と連携して除去対策を講じること。</p>
<p>5 多面的な機能を有する内水面を持続的に活用していくため、内水面漁業の魅力、自然環境保全の重要性、本来生息しない生物(特定外来生物及び国内外来種等)が漁業のみならず生態系に及ぼす影響について、各省庁間で情報共有し、各省庁間で情報共有しながら、多くの国民に対し積極的に啓発活動を展開していくこと。 特に児童生徒に対して、上記の啓発が重要であるため、国が出先機関等を通じて、河川・湖沼・ため池の管理者等に対し、関係機関と緊密な連携により効果的な体験学習や学校教員を推進するよう働きかけること。 また、高齢者や障害者を含め、誰もが水辺にアクセスしやすい環境整備を行うとともに、ゴミの放置や騒音の防止など、公共の場である河川の利用マナー徹底に向けて、実効性のある対策を講じること。</p>	<p>【農水省】 水産庁では水産多面的機能発揮対策により内水面漁業関係者が地方自治体等と連携して実施する河川清掃など環境保全活動を支援しています。また、同対策では児童生徒を対象とした自然体験学習や一般の方を対象とした環境保全活動の事例を紹介するシンポジウム等を開催し、水産多面的機能の重要性についての普及啓発に努めているところであり、引き続きこうした取組を推進してまいります。また、内水面では同一地域において、漁業や資源増進の取り組み、遊漁、ラフティング等のレジャー活動等の様々な活動が行われていることから、関係者間における利用のルール形成のための協議会を設置することが可能であることが、内水面漁業法で定められているところ。河川の利用マナーにおける課題が生じた際には、当該種別を活用していただくともに水産庁としても課題解決に向けて協力していきたいと考えているところ。</p> <p>【国交省】 各河川事務所におきまして水生生物調査や水質調査等によって現場の学習の機会を提供しているところ。引き続き子供たちが河川で学ぶ機会をもつよう関係機関と連携しながら取り組みを進めたい所存です。また河川管理に必要な場合、アクセスしやすいことですが、関係機関と連携しながら、河川管理用道路や、あるいはスロープの整備等や水辺にアクセスしやすいような環境の整備にも引き続き取り組んでいきます。河川の利用マナーについては、パンフレットによる啓発や巡視による対策を行っているという状況です。</p> <p>【環境省】 昨年6月からアカミガメとアメリカザリガニを条件付き特定外来生物に指定しました。これによってアカミガメとアメリカザリガニに対する国民の関心が高まっています。これを好機と捉え、我が国本来の自然環境の価値や、これら特定外来生物がもたらすような問題、または、どういった場合に適切に取り扱うのか、こういったことを引き続き発信していきたいと考えています。具体的には、チラシやイベント、さらに管理所のWebサイトやYouTubeといったSNSです。インフルエンサーとかYouTuber等の影響力の大きい人と一緒に、アメリカザリガニ、アカミガメ最後まで死めず、飼育し、殺す、捨てる場合などは飼育もいなければ絶対対処がしてはならない、広めてはならない、こういったことを普及啓発する等々を、様々な方々と連携して行っておりますので、こういったことを今後もやっていく所存です。</p> <p>【文科省】 豊かな環境を維持創出しながら、持続可能な発展ができる社会を構築するためには、広く国民全体で環境の保全に取り組むことが重要だと考えています。このため文科省においては、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」およびその基本方針があります。これらの趣旨に基づき、環境省を初めとする関係省庁との連携を図りながら、学校教育や社会教育における環境教育の推進のために必要な政策に取り組んでいるところです。大きな動きとして、基本方針の改定を、関係省庁と行っており、この中で、自然体験活動の重要性について改めて認識して強調しています。また、体験活動の推進を含めた環境教育の推進に関する事務連絡を同日に発出しています。環境教育や周知啓発が重要だと考えていて、メルマガ等の活用、都道府県・指定都市教育委員会の環境教育の担当に対する情報提供を行っています。さらに関係省庁の環境担当部局に対する説明会等に文科省が参画してのESD教育(持続可能な開発のための教育)等、環境教育に関する様々な周知に取り組んでいるところ。引き続き皆様方のお話を伺いながら関係省庁と連携した環境教育の取り組みをしっかりと進めていきたいと考えています。</p> <p>【環境省】 学校における体験活動については、学習指導要領の総則において、児童生徒が生命の有限性や自然・生物との重要性などを認識しながら、環境保全活動等を行うことにより、自然環境の学習を通じて、環境と地域社会と連携し、主体的・協力的な態度で取り組むことができることなどについて規定しています。また自然環境保全や外来生物につきましても、例えば中学校理科の学習指導要領において、身近な自然環境について調べ、様々な要因が自然界のつり合いに影響していることを理解するとともに、自然環境を保全することの重要性を認識することと規定しています。その内容の取り扱いとして気候変動や外来生物についても触れることとしています。さらに環境省において、学校や地域での環境教育を推進するリーダーとなる教職員等を養成するための研修を実施しておりますが、文科省等におきましてもその事業の周知を協力しているところ。また学校におけるアカミガメやアメリカザリガニの取り扱いなどの外来生物の取り扱いにつきましては、環境省が所管する「特定外来生物による生態系などに係る被害の防止に関する法律」が改正されたことを踏まえて、令和5年5月に文科省等からも事務連絡を発出したところ。引き続き学習指導要領の趣旨内容の周知徹底を図りつつ関係省庁とも連携しながら環境教育の推進に取り組んでまいりたいと思っております。</p>	<p>文言を一部修正 多面的な機能を有する内水面を持続的に活用していくため、内水面漁業の魅力、自然環境保全の重要性、本来生息しない生物(特定外来生物及び国内外来種等)が生態系に及ぼす影響について、各省庁間で情報共有し、多くの国民に対し積極的に啓発活動を展開していくこと。 特に児童生徒に対して、上記の啓発が重要であるため、国が出先機関等を通じて、河川・湖沼・ため池の管理者等に対し、関係機関と緊密な連携により効果的な体験学習や学校教員を推進するよう働きかけること。 また、高齢者や障害者を含め、誰もが水辺にアクセスしやすい環境整備を行うとともに、ゴミの放置や騒音の防止など、公共の場である河川の利用マナー徹底に向けて、実効性のある対策を講じること。</p>
<p>6 漏水現象が発生するダム(農業利水用のダムを含む)については、放流水の高度の基準化を行い、漏水対策施設の整備など、漏水の下水道川への流入が長期化しないよう関係者と協議するとともに、必要な対策を講じること。 一部のダムでは、上流域から流入した漏水がストックされ徐々に放流されることにより下流河川での漏水の長期化、河床の低下やアーミー化が発生し、アユや漂流魚の生息環境を悪化させている。ダム設置者が主体となって河川の水生生物に与える影響についての調査を十分に行うとともに、必要な対策を講じること。</p>	<p>【農水省】 農業利水用のダムでは、下流河川への放流にあたって、定期的な漏水調査の実施に加え、必要に応じて選取取水などを行っているところ。引き続き地元関係者とも協議しつつ、設備の運用の改善や、追加的な設備の必要性を検討するなど、適切に対応していきたいと考えています。</p> <p>【国交省】 国交省所管ダムにおいては、必要に応じて対策設備を設け、特にその洪水の後においては漏水の調査を行ってまいります。引き続き地元関係の皆様と協議しながら、設備の運用の改善、あるいはその追加的な対応を検討する等、適切に対応していきたいと考えています。 河床の低下やアーミー化に関しても、ご指摘をいただいています。下流の関係者との調整をしっかりと図っていきながら、ダムの堆積土砂の下流への置き土産による土砂還元等の取り組みを進めているところであり、引き続き取り組んでいく所存です。河川の生物に関しては、ダムの下流も含めて河川水辺の環境調査においても、モニタリングに努めていく所存です。</p>	<p>アユだけでなく水生生物全般にかかる文言とするため、文言を一部修正 漏水現象が発生するダム(農業利水用のダムを含む)については、放流水の高度の基準化を行い、漏水対策施設の整備など、漏水の下水道川への流入が長期化しないよう関係者と協議するとともに、必要な対策を講じること。 一部のダムでは、上流域から流入した漏水がストックされ徐々に放流されることにより下流河川での漏水の長期化、河床の低下やアーミー化が発生し、アユや漂流魚の生息環境を悪化させている。ダム設置者が主体となって河川の水生生物に与える影響についての調査を十分に行うとともに、必要な対策を講じること。</p>
<p>7 天然湖上アユについて、関係都府県と連携した調査・研究体制を早急に構築し、資源量の増減メカニズムを解明すること等により、引き続き、効果的な増殖や資源管理のための技術開発を進めること。</p>	<p>【農水省】 水産庁では令和5年度から資源回復のための種苗育成・放流手法検討事業において海洋生活期に着目したアユの湖上量予測技術の開発等を進めています。また活の活力再生成長促進交付金により都道府県水試が実施するアユの湖上量調査等を継続的に支援しています。引き続き、世の中のニーズや研究現場からの提案を踏まえつつ、必要な予算を確保し、調査研究を進めてまいります。</p>	<p>文言を一部修正 天然湖上アユについて、関係都府県と連携した調査・研究体制を早急に構築し、により資源量の増減メカニズムを解明すること等により、引き続き、効果的な増殖や資源管理のための技術開発を進めること。</p>
<p>8 気候変動が内水面漁業に与える影響について、研究や知見の整理を進め、その適応策について検討を進めること。</p>	<p>【農水省】 水産庁では資源回復のための種苗育成放流事業において、豪雨災害等により変化した内水面漁場に適用できる環境改善技術の開発等を行っているところ。今後とも関係者と連携しつつ、気候変動の影響への対応に資する取り組みを進めていきたいと考えています。</p> <p>【環境省】 環境省においては、気候変動適応法に基づき、最新の科学的知見を踏まえて、概ね5年ごとに、気候変動影響の総合的な評価についての報告書を作成することとして、直近では令和2年12月に公表しました。気候変動の影響の評価については、例えば、農林水産分野等では、健康分野等7分野を対象として、次期の影響評価に向けては、内水面漁業も含む農林水産業への影響に関する論文等の科学的知見の収集・整理等を進めているところ。次の気候変動影響評価の取りまとめについては、令和7年度の冬頃を予定しております。</p>	<p>文言を一部修正 気候変動が内水面漁業に与える影響について、研究や知見の整理を早急に進め、その適応策について検討を進めること。</p>

V 放射性物質による汚染対策について

R6年度提案書		R7年度提案書(8/23時点)
<p>【趣旨】 平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、平成23年の原子力事故による被害等への対策について、当分の間、国等の講ずべき事項が附則として記載されました。 当該原子力事故による放射性物質の拡散が、人の生活、食品、水生生物の生息環境など様々な分野に悪影響を及ぼしています。淡水魚で、基準値を超える放射性セシウムが検出された魚種が一部地域において確認され、国による出荷制限、県による採捕自粛要請が出されています。 特に、出荷制限を受けている河川湖沼では、長期に渡って、漁業、遊漁が規制されることから漁協経営に大きな影響を受けており、放射線量の低下による制限の解除が望まれるところですが、いつになるか目処が立たない状況です。 このような状況下で、食の安全・安心のためにも、淡水魚の放射性物質による汚染への対策を確実に実施する必要があります。 つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>		<p>文言を一部修正 【趣旨】 平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、平成23年の原子力事故による被害等への対策について、当分の間、国等の講ずべき事項が附則として記載されました。 当該原子力事故による放射性物質の拡散が、10年以上経過しても、人の生活、食品、水生生物の生息環境など様々な分野に悪影響を及ぼしています。 淡水魚で、基準値を超える放射性セシウムが検出された魚種が一部地域において確認され、国による出荷制限、県による採捕自粛要請が出されています。 特に、出荷制限を受けている河川湖沼では、長期に渡って、漁業、遊漁が規制されることから漁協経営に大きな影響を受けており、放射線量の低下による制限の解除が望まれるところですが、いつになるか目処が立たない状況です。 このような状況下で、食の安全・安心のためにも、淡水魚の放射性物質による汚染への対策を確実に実施する必要があります。 つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>
<p>重点課題(より強く要望する予定)として、小項目から1項目選択</p>		
R6年度提案	回答、状況等	R7年度提案書(8/23時点)
1 淡水魚及び河川湖沼環境中の放射線量調査を広域かつ詳細に行うことと、内水面漁業対象種等には淡水域と海域を往來する生物も多しことに鑑み海域も含めて、放射性物質による汚染の実態を長期的に把握するとともに、降雨等により放射性物質が河川湖沼に流入することによる影響を把握すること。	<p>【農水省】 水産庁では原発事故直後から淡水域と海域の両方で水産物中の放射性物質の検査を実施しています。その検査結果については、水産庁ホームページに掲載しています。掲載に加え、2番でも御提案いただいているとおり、様々なイベントなどがあつた際には機会をいただき講演などを行い、一般の方に対し検査結果の周知を行っています。周知を継続する理由は、原発事故直後の状態で情報が止まってしまう方もいらっしゃるため、そういう方々に現在放射線物質の濃度は減少しており心配はない旨の情報発信を続ける必要があると考えているためです。降雨等による影響把握については、環境省が実施していると思っておりますが当然魚だけではなく、餌生物についても研究の対象として放射性物質の濃度の測定を実施しているところであります。今後とも関係自治体と連携し、放射性物質の実態把握と、安全な水産物の供給に万全を尽くしてまいります。</p> <p>【環境省】 淡水魚類については国際放射線防護委員会という科学委員会が定める考え方に従って、メダカについて放射線の影響調査を実施しています。最新の調査では放射線影響を懸念する必要性は低いと考えられる程度の数値になりましたが、影響を長期的に把握するための調査を今後も実施してまいりたいと考えております。</p>	R6年度と同文 淡水魚及び河川湖沼環境中の放射線量調査を広域かつ詳細に行うことはもとより、内水面漁業対象種等には淡水域と海域を往來する生物も多しことに鑑み海域も含めて、放射性物質による汚染の実態を長期的に把握するとともに、降雨等により放射性物質が河川湖沼に流入することによる影響を把握すること。
2 河川湖沼環境中の放射性物質については、基本的に除染をしない方針が示されたが、関係法令において河川・湖沼を除染の対象外とした経緯やその科学的根拠について、国民に分かりやすく丁寧に説明するとともに、現在流通する水産物は厳格な安全基準を満たしたものであることをより一層国民に周知すること。 また、未だ流通できない魚種等を抱える地域もあることから、漁業の再開に向けた具体的な支援策を検討すること。	<p>【農水省】 国民に分かりやすい説明の前段は環境省が回答すると思っておりますが、水産庁としてもしっかりと丁寧に正確な情報の発信に努めてまいりたいと思っております。またその検査結果については河川や湖沼の内水面だけではなく海でも水産物中の放射性物質の濃度は、時間の経過とともに減少している状況です。ただし、福島県の一部についてはまだそうならないところもあるもの、水域における検査結果を積み上げれば出荷制限や出荷自粛の解除は可能であると思っており、栃木県の中禰寺湖では県から相談を受け、解除に向け一緒に取り組んでおり、引き続きモニタリングをよろしくお願ひしたいと思っております。漁業の再開に向けては、特に福島県では再開できていないところがありますが、他の地域では放射性物質の濃度は減少しているため出荷制限の解除や漁業を再開したいという要望がありましたら我々に相談いただければと思っております。</p> <p>【環境省】 河川と湖沼の環境中の放射性物質ということですが、河川と湖沼ということにつきましては一般的に水の遮蔽効果というものが考えられています。大体1mの深さで99.9%、その遮蔽ができるということ。こういったこと遮蔽効果があるということから、その周辺の空間線量への寄与は小さいということがわかっています。つきましては、その放射性物質汚染対処特措法に基づく除染の対象としてはなっていないというのが今の状態です。WEBサイトで、そういった水の遮蔽効果について解説を掲載する等してまいりまして、これまでも情報発信をしてきているところであります。今後とも問い合わせ等があれば、必要な説明を進めてまいりたいと考えています。</p>	R6年度と同文 河川湖沼環境中の放射性物質については、基本的に除染をしない方針が示されたが、関係法令において河川・湖沼を除染の対象外とした経緯やその科学的根拠について、国民に分かりやすく丁寧に説明するとともに、現在流通する水産物は厳格な安全基準を満たしたものであることをより一層国民に周知すること。 また、未だ流通できない魚種等を抱える地域もあることから、漁業の再開に向けた具体的な支援策を検討すること。
3 淡水魚の魚体内に放射性物質が蓄積するメカニズムと低減に関するプロセスの解明について、継続して知見の蓄積を図るとともに、これまで判明した研究の成果について対象魚種ごとに取りまとめ、県などと連携して積極的に漁業現場に紹介し、漁業の早期再開に向けた効果的な道筋や対策を積極的かつ早急に検討すること。	<p>【農水省】 既往の研究としては淡水魚の体内の塩類が、海の魚に比べて高くなっており、そのため海水魚よりも、放射性セシウムを排出しにくいという性質を持っています。国立研究開発法人の水産研究・教育機構が行った淡水魚が汚染されるメカニズムの研究ですが、これは魚の筋肉中のセシウムの測定濃度は、餌の濃度以上にならないということでした。非汚染環境下で飼育することで徐々に回復する、河川ではダムと比較して放射性物質が滞留しにくくなっていることが分かっています。魚類の放射性物質の濃度は低下傾向にありますが、空間線量が高い流域では、周辺の陸域からの影響を受けて、比較的高濃度の魚類が確認されています。森林を除去するのはなかなか難しく、そこから供給される昆虫などのエサを食べることによって、その溪流の魚の放射性物質の濃度が高いというのがまだ福島では見られています。水産物における放射性物質の移行や排出機構の解明については、水産研究・教育機構が研究を行っており、漁業の再開に向け出荷制限解除について関係自治体とも連携して対応しています。研究成果については御協力いただいた団体に報告していますが、先ほども話をさせていただいたとおり、情報発信に力を入れて、研究成果の発信も含め対応してまいりたいと考えています。</p>	回答を受けて、文言を一部修正 淡水魚の魚体内に放射性物質が蓄積するメカニズムと低減に関するプロセスの解明について、継続して知見の蓄積を図るとともに、これまで判明した研究の成果について対象魚種ごとに取りまとめ、県などと連携して積極的に漁業現場に紹介し、漁業の早期再開に向けた効果的な道筋や対策を積極的かつ早急に検討すること。

VI ウナギの資源回復について

R6年度提案書		R7年度提案書	R7年度提案書(8/23時点)
<p>【趣旨】 内水面の重要な漁業資源であるニホンウナギについては、近年漁獲量が減少しており、国際自然保護連合(IUCN)の絶滅危惧種に指定されるなど、資源水準の極端な低下が指摘されています。 ニホンウナギの生態は、その多くが未だ明らかとなっておらず、効果的な資源管理・増殖手法が確立されていないのが現状です。 このように中、「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、内水面水産資源の増殖及び養殖の推進等について、国等の講ずべき事項が「明記」されました。更に、同法により、うなぎ養殖業者の許可制の導入や、管理団体の設立など全国的な資源管理の取組みが進められているところです。 また、本連合会においても平成29年5月に「ウナギの資源管理に係る取組方針」を策定し、平成30年7月3日に全国内水面漁業協同組合連合会と下りウナギ保護に係る共同決議を水産庁長官に報告しました。 内水面漁業協同組合がニホンウナギ資源の維持増大のため、種苗放流等の増殖行為に取り組んでおりますが、近年のシラスウナギの不漁は放流事業に深刻な影響を与えております。 放流用種苗の確保のため、人工種苗生産技術への期待が高まっておりますが、平成22年に水産総合研究センターが完全養殖に成功しているものの未だ大量生産技術の実用化には至っておらず、依然として天然由来の種苗に頼らざるを得ない状況であります。 つきましては、下記の事項について提案いたします。</p> <p style="text-align: center;">重点課題(より強く要望する予定)として、小項目から2項目選択</p>		<p>回答を受けて、一部修正</p> <p>【趣旨】 内水面の重要な漁業資源であるニホンウナギについては、近年漁獲量が減少しており、国際自然保護連合(IUCN)の絶滅危惧種に指定されるなど、資源水準の極端な低下が指摘されています。 ニホンウナギの生態は、その多くが未だ明らかとなっておらず、効果的な資源管理・増殖手法が確立されていないのが現状です。 このように中、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、内水面水産資源の増殖及び養殖の推進等について、国等の講ずべき事項が「明記」されました。更に、同法により、うなぎ養殖業者の許可制の導入や、管理団体の設立など全国的な資源管理の取組みが進められているところです。 また、本連合会においても平成29年5月に「ウナギの資源管理に係る取組方針」を策定し、平成30年7月3日に全国内水面漁業協同組合連合会と下りウナギ保護に係る共同決議を水産庁長官に報告しました。 内水面漁業協同組合がニホンウナギ資源の維持増大のため、種苗放流等の増殖行為に取り組んでおりますが、近年のシラスウナギの不漁は放流事業に深刻な影響を与えております。 放流用種苗の確保のため、人工種苗生産技術への期待が高まっておりますが、平成22年に水産総合研究センターが完全養殖に成功し、生産技術は着実に進んでいますが、<u>未だ大量生産技術の実用化には至っておりません</u>。依然として天然由来の種苗に頼らざるを得ない状況であります。 つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>	
R6年度提案書	回答、状況等	R7年度提案書	R7年度提案書(8/23時点)
1	<p>【農水省】 平成22年から24年まで連続して不漁となり、養殖池への池入れ数量が大きく減少したことから、水産庁では、平成24年6月にウナギ養殖業者向けの支援やウナギ資源の管理・保護対策等を含む「ウナギ緊急対策」を定めています。これをベースとして国際的な取組として、平成24年から実施しているウナギ類の国際的資源保護・管理に係る非公式協議の枠組みの下、中国、韓国、台湾とともに、ウナギ種苗の池入れ量の制限に取り組んでおり、加えて国内においては、シラスウナギ採捕、朝ウナギ漁業、ウナギ養殖業に係る資源管理を三位一体として進めることにより、ウナギの資源回復を推進しているところです。今後とも国内外の取組みを両輪としまして、ニホンウナギの資源回復の取組みを進め、資源の回復に努めてまいります。 また、水産庁においては、「うなぎの漁獲抑制と第5種共同漁業権対象魚種としてのうなぎの増殖義務の履行について」として技術的助言を发出しています。簡単に言うとうなぎの増殖義務の履行について、ウナギの漁獲抑制に関して関係者による検討を促しているところです。現在自主的な取組みを含めまして27都県で実施されており、これらの取組みがより進むよう関係者への周知に努めてまいりたいと考えています。</p>	<p>R6年度と同文</p> <p>ニホンウナギ資源の回復を図るため、関係諸国、各都道府県及び関係団体等と連携した資源管理体制を機能させ、一層推進していくこと。 また、国において内水面ならびに沿岸海域における下りウナギの採捕禁止措置等、具体的な対策を図っていくこと。</p>	
2	<p>【農水省】 シラスウナギの流通の透明化の推進と違法採捕に対する対応についてです。シラスウナギの資源管理につきましては、採捕者に対して、採捕数量と出荷先毎の出荷数量の定期的な報告の義務付け、さらには出荷先をあらかじめ指定する場合にはその出荷先に出荷することの義務付け、これら二つを都道府県に対して助言しているところです。採捕数量の報告徹底されるよう、正しく報告をしなかった者に対しては、翌年漁期の許可の優先順位を劣後させる等の処分を強化するよう記載しています。加えて、未報告を発生させる要因の再点検等につきましても、都道府県に検討をお願いし取組の強化を図っています。また、効果的な密漁対策が講じられるよう、正規の採捕者とそれ以外の者を区別するための写真付き証明書の発行、あるいはワッペンや帽子など現場で確認できるものの着用を義務付けることを求めているところです。改正漁業法におきましては、許可や漁業権に基づかず特定水産動植物の採捕を行った場合の罰則が3年以下の懲役または3万円以下の罰金と大幅に強化され、シラスウナギについては令和5年12月から適用されているところですが、密漁防止対策につきましても各都道府県、海上保安庁、警察庁等の関係機関が関係漁業者と連携して情報共有、漁業者による監視、パトロールなどの総合的な対策を行っているところです。引き続きこのような総合的な密漁対策に取り組んでまいりたいと考えています。さらに、令和7年12月から水産流通適正化法がシラスウナギに適用されることになって、この法律による漁獲番号や取引記録の伝達などの義務が円滑に履行されるように利便性が高いトレーサビリティシステムを設計、現在開発を行っているところです。引き続き、トレーサビリティシステムの開発及びシラスウナギ流通関係者へのシステムの普及、制度の周知に努めてまいります。これらの対策の浸透を図って、シラスウナギの流通の透明化、そしてウナギ資源の管理に取り組んでまいりたいと考えています。</p>	<p>回答を受けて、文言を一部修正</p> <p>シラスウナギは県域を越えて広く流通するため、国主導によるシラスウナギの流通の透明化を推進すること。 また、漁業法の改正により罰則が大幅に強化されたところであることから、組織化及び広域化するシラスウナギ違法採捕に対処するため、国主導で取締関係機関の連携体制を充実させていいただき、実効性のある組織横断的な取締りにより、資源管理を一層推進するを進めること。</p>	
3	<p>【農水省】 水産庁では以前よりウナギの生息状況や生態等の調査のほか、効果的な放流方法の検討等を行っています。令和2年度からは資源回復のための種苗育成放流手法検討事業を実施し、産卵回遊に向かうニホンウナギの実態把握や産卵回遊の期待できるニホンウナギの作出等の課題に取り組んでいるところです。引き続き関係者と連携しつつ、適切な放流手法の確立等に取り組んでまいります。</p>	<p>R6年度と同文</p> <p>来遊するシラスウナギを含めてニホンウナギの生理・生態等に関する調査研究を一層推進し、ニホンウナギに好適な生息環境の保全及び回復を図るとともに、適正な放流手法の確立と放流体制の構築に係る支援に取り組むこと。</p>	
4	<p>【農水省】 ウナギについては平成26年度から水産庁委託事業によりまして、人工種苗の大量生産技術の開発を行っているところです。本委託事業を実施するコンソーシアムに委託していますが、その中には静岡県、愛知県、宮崎県、鹿児島県の各水産研究機関にも加入していただいております。水産機構から親魚養成や種苗飼育についての技術普及を行ってきたところですが、そういった状況で、社会実装に向けて引き続き取り組んでまいりたいと考えています。</p>	<p>文言を一部修正</p> <p>シラスウナギの大量生産技術の実用化に向け、国が主導となって引き続き技術開発を一層推進するとともに、都道府県等の関係機関に積極的に生産技術の紹介等を行い、社会実装に向けた取り組みを推進させるため、必要な措置を講ずること。</p>	

